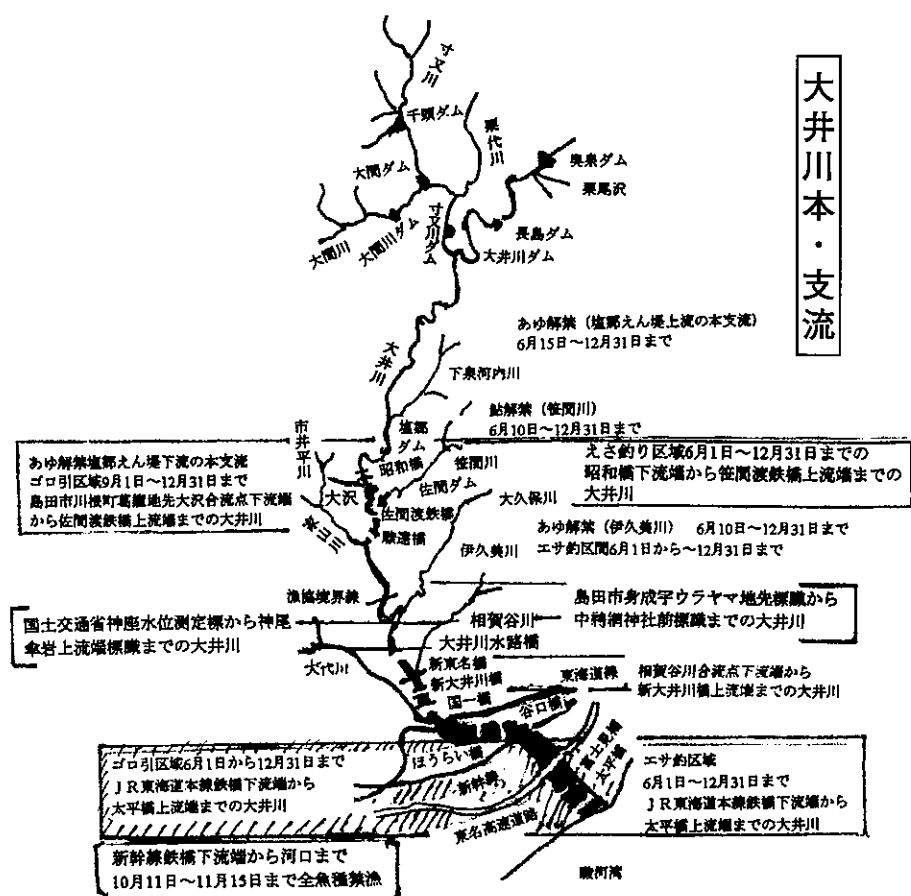


大井川本・支流



おとり鮎・遊漁証販売所

販売店名	住 所	電話番号	販売店名	住 所	電話番号
駿遠釣具島田店	島 田 市 横 井	0547-35-6769	栗 田 商 店	川 根 本 町 田 代	0547-59-2046
天狗堂釣具店	島田市御飯屋町	0547-36-5223	ミニストップ家山	川 根 町 家 山	0547-53-2775
兵庫おとり店	島田市伊久美小川	0547-39-0848	平口おとり店	川 根 町 身 成	0547-53-2907
松下おとり店	島 田 市 神 座	0547-32-1162	万 平 吉 史	川根町笹間三並	0547-54-0272
横田川おとり店	島 田 市 神 座	090-3453-5121	民 宿 福 井	川根町笹間石上	0547-54-0013
山の家おとり店	島田市伊久美	0547-39-0736	かわね水産	川 根 本 町 徳 山	0547-57-2319
かどや釣具店	島田市三ツ合町	090-1271-0162	天 狗 邑	川 根 本 町 元 藤 川	090-2687-0401
大 塚 商 店	島田市伊久美中平	0547-39-0549	高橋おとり店	川 根 本 町 千 頭	090-3442-6786
丹原おとり店	島 田 市 丹 原	0547-36-0820	大 村 商 店	川 根 本 町 田 代	0547-59-2128

令和 4. 2. 1,000

●新大井川漁協HPアクセスは
こちらから



遊 漁 の し お り

新大井川非出資漁業協同組合
大井川非出資漁業協同組合

内共第17号遊漁規則（平成30年6月認可）の定めるところにより遊漁者は、つぎのことがらを守らなければならない。

1. 遊 漁 料

(1) 漁場区域内で竿釣りの漁法によって釣りをしようとする者は、つぎの遊漁料を納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に800円を附加して得た額とする。

魚 種	区 域	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
			1 日	1 年
あ ゆ	全 区 域	友 釣・ドブ 釣 (石川釣) 流し毛針釣 (瀬釣)・コロガシ釣 (ゴロ引)	1,000円	5,000円
		餌釣を含む	2,000円	10,000円
う な ぎ	全 区 域	置 針・15仕掛以内・穴 釣		
あ ま ご	全 区 域	フライ釣・和式毛針釣 (通称テンカラ) ルアー釣・餌釣	600円	3,000円

注・「あゆ」の遊漁券で全魚種利用できます。

(2) 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

中 学 生 以 下		無 料		
障 害 者	ただし、障害者手帳を持参の者に限る		次表のとおり	
魚 種	区 域	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
			1 日	1 年
あ ゆ	全 区 域	友 釣・ドブ 釣 (石川釣) 流し毛針釣 (瀬釣)・コロガシ釣 (ゴロ引)	500円	2,500円
		餌釣を含む	1,000円	5,000円
う な ぎ	全 区 域	置 針・15仕掛以内・穴 釣	300円	1,500円
あ ま ご	全 区 域	フライ釣・和式毛針釣 (通称テンカラ) ルアー釣・餌釣		

注・「あゆ」の遊漁券で全魚種利用できます。

(3) 大会遊漁料金

大 会 名	参 加 料	
	一 般	女性・中学生以下
あ ゆ 釣 大 会	3,000円	1,500円
あ ま ご 釣 大 会	2,000円	1,000円

2. 遊漁料の納付場所

- (1) 島田市川根町家山355-2 新大井川非出資漁業協同組合(TEL・FAX 0547-58-5770)
釣り情報 (0547-53-2670)
- (2) 島田市中溝 4 丁目 2-5 大井川非出資漁業協同組合 (TEL 0547-37-3048)
- (3) 各組合が指定する取扱所 組合が指定する釣具店など

3. 遊漁の方法、規模等の制限

遊漁の方法、区域、期間はつぎのとおり。

ア、魚種	イ、漁業の方法	ウ、規模等	エ、区 域	オ、期 間
あ ゆ	友 釣	針はイカリ針4本以内又はチラン針2本以内のいずれか疑似おとり禁止	大井川本支流（伊久美川、笹間川塩郷ダム上流の大井川本支流を除く）	6月1日から12月31日まで
	ド ア 釣 (石川釣)	針2本以内コマセ釣禁止	笹 間 川	6月10日から12月31日まで
	流し毛針釣 (瀬)	針5本以内リール禁止	伊 久 美 川	6月15日から12月31日まで
	コ ロ ガ シ (ゴ ロ 引)	針15本以内	塩郷ダム上流の大井川本支流	6月15日から12月31日まで
う な ぎ	餌 釣	針 1 本 コマセ釣禁止	島田市川根町葛籠地先、大沢合流点下流端から笹間渡鉄橋上流端までの大井川	9月1日から12月31日まで
			J R 東海道本線鉄橋下流端から大平橋上流端までの大井川	6月1日から12月31日まで
			昭和橋下流端から笹間渡鉄橋上流端までの大井川	6月1日から12月31日まで
			島田市身成字ウラヤマ地先標識から中鶴神社前標識までの大井川	
あ ま ご	置針・15仕掛以内 穴 釣	針 1 本	国土交通省神座水位測定標から神尾傘岩上流端標識までの大井川	3月1日から9月30日まで
			相賀谷川合流点下流端から新大井川橋上流端までの大井川	
			J R 東海道本線鉄橋下流端から太平橋上流端までの大井川	
			全 区 域	
あ ま ご	フ ラ イ 釣	針 1 本	全 区 域	3月1日から9月30日まで
	和式毛針釣 (通称テンカラ)	針 1 本		
	ル ア ー 釣	針 2 箇 所		
	餌 釣	針 1 本		

(注) 上記以外の漁具、漁法は一切できません。

漁業調整上必要と認めた場合は、漁業の方法、規模、区域または期間を制限する場合があります。制限する場合は、組合の掲示場に10日前までに公示します。

4. 禁止区域

つぎの区域では、下記期間遊漁はできません。

ア、魚種	イ、漁業の方法	ウ、区 域	エ、期 間
全 魚 種	全 て の 漁具・漁法	1、長島ダムえん堤下流端から市代橋下流端までの区域、同えん堤上流端から上流500メートルの区域及び関蔵水位観測所上下流へ5メートルの区域及び関の沢水位観測所の上下流5メートルの区域	周 年
		2、奥泉えん堤下流端から下流へ200メートルの区域、大井川えん堤、千頭えん堤上下流端から上下流へ200メートルの区域	〃
		3、寸又川えん堤・大間えん堤・大間川えん堤・栗代川えん堤・塩郷ダム・笹間川えん堤上下流端から上下流100メートルの区域	〃
		4、川口発電所専用道路橋から大井川の合流点までの区域	〃

全 魚 種	全 て の 漁具・漁法	5、新幹線鉄橋下流端から河口までの区域	1月1日から5月31日まで及び10月11日から11月15日まで
-------	----------------	---------------------	---------------------------------

(組合が指定する区域)の公示は、必要に応じ静岡新聞又は組合の掲示場に公示するものとする。

5. 全長制限

つぎの魚種について、下記の全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	あ ゆ	あ ま ご	う な ぎ
イ、全長	7センチメートル	12センチメートル	15センチメートル

6. 遊漁の制限

組合が釣大会などを開催するために、一定期間、一定地域遊漁の制限をしたときはこれに従わなければならない。この場合は、組合の掲示場に公示します。

7. 遊漁証に関する事項

- (1) 遊漁料を納付したときは、遊漁者証を交付します。
- (2) 遊漁者証に、番号・氏名・年齢の記載のないものは無効とします。
- (3) 遊漁をするときは、遊漁者証を見易いところへつけて下さい。
- (4) 遊漁者証は他人に貸与、譲渡してはならない。
- (5) 遊漁者証を紛失した場合は、原則として再交付しません。
- (6) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁者証を掲示しなければならない。

8. 遊漁に際して守るべき事項

- 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 遊漁者は、つぎに掲げる漁具、漁法による遊漁をしてはならない。
- (1) 水中に電流を通じてする漁法
 - (2) 河川における替掘り及び瀬干し
 - (3) し水器または水眼鏡を使用するあゆ掛釣漁法
 - (4) 毒薬、爆薬等を使用する漁法
 - (5) 灯火を使用しての漁法
 - (6) 手もり及び鉄砲もりを使用する漁法

9. 漁場監視員

漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

10. 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしません。

11. 解禁日における解禁時間

いずれも午前4時から